採用活動におけるハラスメント防止の取り組みについて

<採用活動基本方針>
株式会社ＪＰＭＣおよびＪＰＭＣグループの各社は、事業活動において人権を尊重し、人権侵害を助長しないように努めています。採用活動においても厚生労働省の指針に基づき、あらゆる就職差別やハラスメント行為を禁止します。

具体的には雇用形態、年齢、性別、出身、祖先、国籍、障がい、宗教、信条、結婚の有無等を理由とした差別の禁止、パワハラやセクハラのみならず、求職者の職業選択の自由を妨げるすべてのハラスメントを許しません。

<具体的な取り組みについて>
求職者と社員が接点を持つ際には、ハラスメントが起こることがないよう次のルールを定めています。
・1 対 1 での飲食は禁止とする。
・社外での会社説明会、採用イベント等で懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮し、遅くとも 21 時までに終了する。
・求職者から個人的面談の依頼を受ける場合は原則としてオンラインで対応する。
・SNS（LINE等）を通じた業務外の個人的な連絡を禁止する。

<採用活動にかかわる社員教育>
ハラスメントを発生させないために、面接や採用活動にかかわる社員への教育を実施しています。

<就活ハラスメントに関する相談窓口>
就職活動に際して当社社員によるハラスメント行為が見られた場合は、下記の窓口までご相談ください。相談者の秘密は厳守されます。また、こちらへの相談が当社の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

【株式会社ＪＰＭＣ 就活ハラスメント 相談窓口】
la@jpmc.jp

【外部相談窓口（公的機関）】
就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局（労働基準監督署内など）に設置された「総合労働相談コーナー」でもご相談いただけます。
相談は無料・匿名で可能です。プライバシーは厳守されます。

厚生労働省 総合労働相談コーナーのご案内
https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html
※上記リンクより、最寄りの相談コーナー連絡先をご確認いただけます。